

「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）」暫定基準の概略

1. 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」とは

国際パラリンピック委員会（以下、IPC）が定める『IPC アクセシビリティガイド』と国内関係法令等に基づき、東京 2020 両大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセシブルルート、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等のバリアフリー基準、ならびに関係者の接遇トレーニング等に活用する指針。

※ガイドラインには、その適用範囲となる個別の会場エリアやアクセシブルルートは規定しない。適用範囲は、対象施設の関係者と組織委員会が個別協議して決定する。

2. ハード編の検討経緯と開示の目的

- 平成 26 年 11 月に第 1 回アクセシビリティ協議会を開催。以降、会場等の設計に必要となるハード面の基準について、障がい者団体を含む当事者団体からの意見も踏まえ、先行して協議。
- 暫定基準の項目は、『IPC アクセシビリティガイド』の項目のうち、以下の内容に限定。
 - 会場やアクセシブルルートの構造物の設計段階で必要となる数値に係る項目
 - 上記①を検討する上で必要な数値以外の項目
 - ①②を判断する上で一体的な検討が必要となる構造物以外の項目（例：手すり等）
- 平成 27 年 4 月に第 2 回、同年 12 月に第 3 回アクセシビリティ協議会を開催し、上記項目を承認。
- 本年 1 月に IPC から承認を受けたことから、「ハード編」暫定基準として関係者で情報共有。

3. 暫定基準の設定およびその適用の考え方

- 基準は、『IPC アクセシビリティガイド』と関係国内法令等に基づき設定し、以下のとおり整理した。

推奨基準	『東京都条例等による望ましい整備』および『IPC アクセシビリティガイド記載のベストプラクティス』の水準を総合的に勘案し策定。 →新設の会場、主要駅等のアクセシブルルートとして大会時に適用する範囲において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。
標準基準	『IPC ガイドの遵守基準』、『国の推奨基準』、『国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備標準（遵守基準／努力基準）』のうち、相対的に高いものを総合的に勘案し策定。 →既存の会場、多くのアクセシブルルートとして大会時に適用する範囲において、大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。

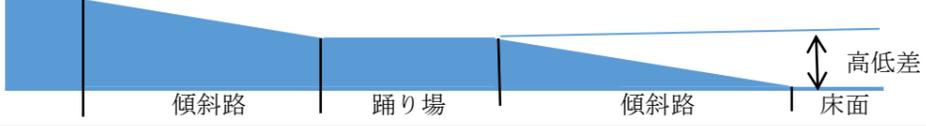
ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせない施設を利用せざるを得ない場合には、少なくとも現行法令に基づく『国の遵守基準』は満たすこととする。

- 基準適用の優先順位は、レガシーを重視し、以下のとおり整理した。

適用 1	適用対象施設の管理者や関係者に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施し、恒常的な施設として整備するよう要請
適用 2	「適用 1」の対応が困難な場合、組織委員会等による仮設施設の整備、ソフト的対応（ボランティアによる人的サポート、専用車によるシャトル輸送等）を確保

4. ハード編の数値基準の概要（抜粋）

項目	数値基準／数値以外の基準
会場・公共交通の出入口のドア幅	推奨基準：950mm（IPC の推奨基準） 標準基準：大会会場は 850mm（IPC の標準基準）、

	公共交通施設は 900mm（国の推奨基準） 例外的な場合でも、公共交通施設では 800mm（国の遵守基準）を満たすものとする ※競技用車いすを利用する選手動線は 1,000mm 以上
会場・公共交通の通路幅	推奨基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は 2,000mm 以上 選手村・公共交通機関は 1,800mm 以上（IPC・東京都の推奨基準） 標準基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は 1,800mm 以上、 選手村・公共交通施設は 1,500mm 以上（IPC 等の標準基準） 例外的な場合でも、1,200mm 以上（国の遵守基準）を満たすものとする ※歩道は、歩行者の多い場合 3,500mm 以上、標準基準 2,000mm 以上、国内基準 1,500mm 以上。ただし、地形の状況、その他の特別な理由によりやむを得ない場合は当該区間を 1,000mm まで縮小可能と定められている。
会場・公共交通の傾斜路の踊り場	推奨基準：高低差 500mm 以内ごとに設置（IPC の推奨基準） 標準基準：高低差 750mm 以内ごとに設置（国の遵守基準） ※公共交通施設の屋外部分は、高低差 600mm 以内ごとに設置（国の推奨基準）を標準基準とし、構造上の理由等によりそれを満たせない場合のみ上記標準基準を適用。 ※平坦な踊り場の長さは 1,500mm 以上で幅は傾斜路と同じ。 <傾斜路と踊り場の断面イメージ> 
会場・ルートのエレベーターのかごの大きさ	推奨基準：幅 2,100mm×奥行 1,500mm（IPC の推奨基準）、 又は同等水準のサイズ 標準基準：幅 1,700mm×奥行 1,500mm（IPC の標準基準）、 又は同等水準のサイズ 例外的な場合でも幅 1,400mm×奥行 1,350mm（国の遵守基準）を満たすものとする ※鉄道駅等は、同一ホーム等に複数台設置することにより全体容量で推奨基準を達成する場合も、当該基準を満たすものとする。
競技会場のアクセシブルな座席比率	標準基準：オリンピック大会会場は 0.75% パラリンピック大会会場は 1.0%～車いす競技会場は 1.2% 同伴者席は同比率で横に設置（IPC の標準基準） ※アクセシブルな座席は、複数の位置から座席の選択が可能となるよう分散して配置。
競技会場の車いす用区画＋同伴者席のスペース	標準基準：車いす用区画は幅 900mm×長さ 1,300mm ＋ 同伴者席は幅 500mm×長さ 1,300mm（幅は都の標準×長さは IPC 標準） 例外的な場合でも、車いす用区画は幅 900mm×長さ 1,200mm＋同伴者席は幅 500mm×長さ 1,200mm（都の標準基準）を満たすものとする ※上記観戦スペースのさらに後方に、転回スペースとして最低 1,000mm 必要なため、標準基準を満たす「車いす席＋同伴者席＋転回スペース」全体としては幅 1,400mm×長さ 2,300mm となる。

以上